

入札説明書

令和2年札幌市告示第4654号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和2年8月19日

2 契約担当部局

郵便番号 060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（市役所本庁舎11階）

札幌市総務局職員部勤労課

電話 (011) 211-2082 FAX (011) 218-5169 メールアドレス kyuyo2@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称

令和2年年末調整に係る帳票作成業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

令和2年10月16日から令和2年12月23日まで

(4) 入札書の記載方法

本市が提示する予定数量（「積算内訳書」）と、その数量に対し入札者が見積もった単価を乗じて得られた総価で行う。入札書提出の際には、入札価格算出基礎として、積算内訳書を入札書に添付し、割印すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 積算内訳書の単価算出にあたっての注意事項

落札者は、本市との契約締結後速やかに印字プログラムの作成、印刷機の設定および印刷テストを行い、その結果を本市に掲示し確認を得る必要がある。これらの作業に係る費用に関しては、単価に含めること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30～令和2年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「製造業」・中分類「出版・印刷業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条1項に規定する暴力団関係事業者に該当しない者であること。

(5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(7) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(8) 仕様書に示した役務の提供が可能なる者であること。

5 入札書の提出方法等

(1) 参加資格確認申請書の提出

この一般競争入札に参加を希望する場合は、一般競争入札参加資格確認申請書（別紙1）を本入札説明書に示した役務の提供が可能であることを証明する書類（会社概要、使用機器の機能仕様書等）を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(2) 入札書の提出場所及び問合せ先

上記2に同じ。

(3) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所

上記2のほか、下記URLのホームページからダウンロードできる

<http://www.city.sapporo.jp/somu/shokuinbu-keiyaku/ippan.html>

(4) 入札書の受領期限

令和2年9月10日（木）16時00分（送付の場合は必着のこと。）

(5) 入札書の提出方法

ア 原則として郵送によること。ただし、上記2の提出場所への直接持参を可とする。

イ 入札書は、別紙2の様式にて作成し、封筒にいれ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和2年9月14日10時00分開札〔令和2年年末調整に係る帳票作成業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。

ウ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和2年9月14日10時00分開札〔令和2年年末調整に係る帳票作成業務〕」の入札の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

エ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(6) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

原則、郵送又は電子メールにより提出すること。なお、書面による持参も可とする。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和2年8月31日までの午前8時45分から午後5時15分までの間で提出すること。

ウ 回答書の閲覧

令和2年9月1日以降、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、局ホームページに掲載する。

エ 帳票見本の送付

仕様書別紙3「印刷仕様書」に示される帳票見本の送付を希望する場合は、上記ア及びイに示す方法により行うこと。帳票見本の送付は、申出があった日から起算して1週間以内に送付を行う。

(7) 入札の無効

ア 本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(8) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(9) 代理人による入札

- ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に代理委任状（別紙3）を提出しなければならない。
- イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(10) 開札の日時及び場所

令和2年9月14日（月）10時00分 札幌市役所14階1号会議室

(11) 開札

- ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うことができる。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認められた場合のほか、開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除する。

(3) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契規則第7条の規定の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(4) 入札資格の審査

本市は、上記5(1)のとおり提出された役務を履行できることを証する書類を開札日までに審査を行い、入札参加資格を満たさないと判断した場合は、入札者に対して入札を無効とする通知を行う。

(5) 異議申立て

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(6) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその5日後までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項

契約書（案）（別紙4）のとおり